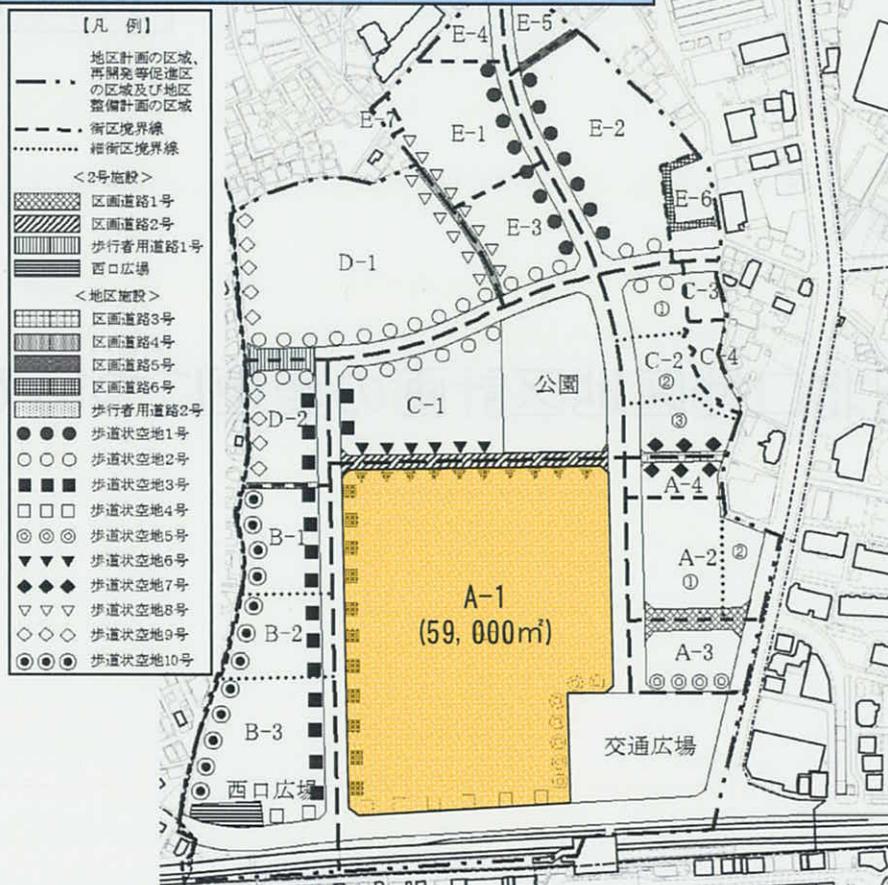


建築物の敷地面積の最低限度の規定を見直す街区



3

辻堂駅周辺地区まちづくり方針

辻堂駅周辺地区まちづくり方針の位置づけ

「都市再生緊急整備地域の地域整備方針」や「ふじさわ総合計画2020基本計画」などに基づき、上位計画の見直しが行われるまでの期間、辻堂駅周辺地区都市再生事業をまちづくりとして誘導していくための指針として位置づけられたもので、平成17年7月に策定

辻堂駅周辺地区まちづくり方針の役割

- ・辻堂駅周辺地区におけるまちづくりにおいて、都市計画を進めていくための指針
- ・辻堂駅周辺地区において、大規模工場跡地の土地利用転換を誘導し、基盤整備を進め、都市再生に資するまちづくりを進めていくための指針
- ・辻堂駅周辺において、産業関連機能、広域連携機能、複合都市機能等の多様な機能を持つ都市拠点を形成するまちづくりを進めていくための指針
- ・市民・企業・行政が共同認識のもとにまちづくりを進めていくための指針
- ・民間の創意工夫を活かしつつ、段階的まちづくりに一貫性を持たせながら、調和のとれたまちづくりを誘導していくための指針
- ・導入機能・企業等の誘致の基本的考え方を示す方針

4

A-1街区に求められる機能

辻堂駅周辺地区まちづくり方針

